

福井リハビリテーション病院

(介護予防) 通所リハビリテーション 重要事項説明書

適応日：2026年6月1日

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている（介護予防）通所リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「福井市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成30年12月18日福井市条例第58号）および「福井市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成30年12月18日福井市条例第59号）の規定に基づき、（介護予防）通所リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 (介護予防) 通所リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人穂仁会
代表者氏名	大瀧 憲夫
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	福井市乾徳4丁目5番8号 医療法人穂仁会 本部 0776-27-7000
法人設立年月日	1978年(昭和53年)5月24日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	福井リハビリテーション病院 通所リハビリテーション事業所
介護保険指定 事業所番号	1810118198
事業所所在地	福井市南檜原町20字大畑2番地
連絡先 相談担当者名	電話番号：0776-59-1126 FAX番号：0776-59-1922 主任：橋爪 麻美
事業所の通常の 事業の実施地域	大安寺・西藤島・宮の下・鶉・棗・東安居・日新地区及び新田塚2丁目とする。 但し、それ以外の地域であっても対応できる場合はこの限りでないものとする。
利用定員	40人(介護予防含め40名とする。)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人穂仁会が設置する福井リハビリテーション病院（以下「事業所」という。）において実施する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。
-------	---

運 営 の 方 針	<p>指定通所リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。</p> <p>指定介護予防通所リハビリテーションの提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p>
-----------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	毎週月曜日から土曜日（1/1～1/3及び12/31は除く）
営 業 時 間	8時30分 ～ 17時30分

(4) サービス提供時間

サービス提供日	毎週月曜日から土曜日（1/1～1/3及び12/31は除く）
サービス提供時間	9時 ～ 16時（7時間）

(5) 事業所の職員体制

管理者	久津見 弘
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
専任医師	1 利用者に対する医学的な管理指導等を行います。 2 それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。	1名（管理者兼務）
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）若しくは介護職員	1 医師及び理学療法士、作業療法士その他の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 2 利用者へ（介護予防）通所リハビリテーション計画を交付します。 3 （介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、必要な理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション及び介護ならびに日常生活上の世話をを行います。 4 （介護予防）通所リハビリテーションの実施状況の把握及び（介護予防）通所リハビリテーション計画の変更を行います。	理学療法士 1名以上 作業療法士 1名以上 看護職員 1名以上 介護職員 5名以上
管理栄養士	1 栄養改善サービスの提供を行います。	1名以上

運転手	1 利用者の居宅と事業所間の送迎業務を行います。	若干名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1名以上

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防)通所リハビリテーション計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成します。
利用者居宅への送迎		事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
リハビリテーション	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)又は看護師若しくは准看護師が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) (介護予防)通所リハビリテーション従業者の禁止行為

通所リハビリテーション従業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

(1単位 10.17円)

介護予防通所リハビリテーション

サービス提供区分	通常規模型(月ごとの定額制)				
	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	2268	23,065円	2,307円	4,613円	6,920円
要支援2	4228	42,998円	4,300円	8,600円	12,900円

通所リハビリテーション

	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護度	サービス提供時間 2時間以上3時間未満				
要介護1	383	3,895円	390円	779円	1,169円
要介護2	439	4,464円	447円	893円	1,340円
要介護3	498	5,064円	507円	1,013円	1,520円
要介護4	555	5,644円	565円	1,129円	1,694円
要介護5	612	6,224円	623円	1,245円	1,868円
	サービス提供時間 3時間以上4時間未満				
要介護1	486	4,942円	495円	989円	1,483円
要介護2	565	5,746円	575円	1,150円	1,724円
要介護3	643	6,539円	654円	1,308円	1,962円
要介護4	743	7,556円	756円	1,512円	2,267円
要介護5	842	8,563円	857円	1,713円	2,569円
	サービス提供時間 4時間以上5時間未満				
要介護1	553	5,624円	563円	1,125円	1,688円
要介護2	642	6,529円	653円	1,306円	1,959円
要介護3	730	7,424円	743円	1,485円	2,228円
要介護4	844	8,583円	859円	1,717円	2,575円
要介護5	957	9,732円	974円	1,947円	2,920円
	サービス提供時間 5時間以上6時間未満				
要介護1	622	6,325円	633円	1,265円	1,898円
要介護2	738	7,505円	751円	1,501円	2,252円
要介護3	852	8,664円	867円	1,733円	2,600円
要介護4	987	10,037円	1,004円	2,008円	3,012円
要介護5	1120	11,390円	1,139円	2,278円	3,417円

通常規模型

		サービス提供時間 6時間以上 7時間未満				
要介護1	715	7,271円	728円	1,455円	2,182円	
要介護2	850	8,644円	865円	1,729円	2,594円	
要介護3	981	9,976円	998円	1,996円	2,993円	
要介護4	1137	11,563円	1,157円	2,313円	3,469円	
要介護5	1290	13,119円	1,312円	2,624円	3,936円	
		サービス提供時間 7時間以上 8時間未満				
要介護1	762	7,749円	775円	1,550円	2,325円	
要介護2	903	9,183円	919円	1,837円	2,755円	
要介護3	1046	10,637円	1,064円	2,128円	3,192円	
要介護4	1215	12,356円	1,236円	2,472円	3,707円	
要介護5	1379	14,024円	1,403円	2,805円	4,208円	

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
リハビリテーション提供体制加算イ (3時間以上 4時間未満)	12	122円	13円	25円	37円	1日につき(介護)
リハビリテーション提供体制加算ロ (4時間以上 5時間未満)	16	162円	17円	33円	49円	
リハビリテーション提供体制加算ハ (5時間以上 6時間未満)	20	203円	21円	41円	61円	
リハビリテーション提供体制加算ニ (6時間以上 7時間未満)	24	244円	25円	49円	74円	
リハビリテーション提供体制加算ホ (7時間以上)	28	284円	29円	57円	86円	
入浴介助加算(イ)	40	406円	41円	82円	122円	1日につき(介護)
リハビリテーション マネジメント加算(イ)	560	5,695円	570円	1,139円	1,709円	1月につき 6ヶ月まで(介護)
	240	2,440円	244円	488円	732円	1月につき 6ヶ月以降(介護)
リハビリテーション マネジメント加算(ロ)	593	6,030円	603円	1,206円	1,809円	1月につき 6ヶ月まで(介護)
	273	2,776円	278円	556円	833円	1月につき 6ヶ月以降(介護)
短期集中個別リハビリテーション 実施加算	110	1,118円	112円	224円	336円	1日につき(介護)
栄養アセスメント加算	50	527円	53円	106円	159円	1月につき(両方)
栄養改善加算	200	2,034円	204円	407円	611円	1月に2回まで (両方)
重度療養管理加算	100	1,017円	102円	204円	306円	1日につき(介護)
中重度者ケア体制加算	20	203円	21円	41円	61円	1日につき(介護)
科学的介護推進体制加算	40	406円	41円	82円	122円	1月につき(両方)

退院時共同指導加算	600	6,102円	611円	1,221円	1,831円	利用開始時(両方)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88	894円	90円	179円	269円	1月につき(支援1)
	176	1,789円	179円	358円	537円	1月につき(支援2)
	22	223円	23円	45円	67円	1日につき(介護)
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	基本サービス費の5.0%					1月につき(両方)
厚生労働大臣が定める要件を満たさず12月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行った場合	▲120	▲1,220	▲122円	▲244円	▲366円	1月につき(支援1)
	▲240	▲2,440	▲244円	▲488円	▲732円	1月につき(支援2)
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算	基本サービス費の3.0%					1日につき(介護)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口	上記単位数の合計に対する11.1%					1月につき(両方)
送迎未実施減算	▲47	▲477円	▲48円	▲96円	▲144円	片道につき(介護)

加算項目	概要
リハビリテーション提供体制加算	理学療法士、作業療法士について基準よりも手厚い体制を確保し、リハビリテーション計画に位置づけられた長時間のサービスを提供している場合
入浴介助加算(Ⅰ)	入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことなどにより、継続的に通所リハビリテーションの質を管理した場合
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	上記の(イ)に加え、当事業所における通所リハビリテーション計画等の内容に関するデータを厚生労働省に提出した場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が病院等の退院日又は認定日から3月以内に個別リハビリテーションを集中的に行った場合
栄養アセスメント加算	当事業所の従業者又は外部の介護事業所等との連携により管理栄養士を配置し、利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行い、その結果を利用者又は家族に説明するとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
栄養改善加算	低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して個別的に栄養食事相談等の栄養管理を実施し、利用者の心身の状態を維持又は向上させる栄養改善サービスを行った場合
重度療養管理加算	サービス提供時間が1時間以上2時間未満の利用者以外で要介護3、要介護4又は5であって厚生労働大臣が定める状態にある重度利用者に対し、通所リハビリテーションを行った場合
中重度者ケア体制加算	中重度の要介護者が社会性の維持を図り在宅生活の継続を目指したケアを計画的に実施できる体制を整えている場合
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所リハビリテーションの適切かつ有効な提供に活用している場合
退院時共同指導加算	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導※を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合している(介護福祉士70%以上)ものとして届け出し、利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	2 (1) 事業所の通常の事業の実施地域以外にお住まいの方
厚生労働大臣が定める要件を満たさず 12 月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行った場合	利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める要件を満たさない場合であって、指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行うときは、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応について 令和 3 年度報酬改定に伴い、通所系サービスを対象として、感染症又は災害の発生を理由として利用者数が減少した場合介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算
介護職員等処遇改善加算 (I) 口	
送迎未実施減算	居宅と通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合

4 その他の費用について

①食事の提供に要する費用	昼食 730円/食 (非課税 おやつ代を含む) 夕食 650円/食 (非課税) 運営規程の定めに基づくもの
②日用品費	50円/日 (非課税) 運営規程の定めに基づくもの

5 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額 (介護保険を適用する場合) 及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日頃にあらかじめ定めた宛先にお届け (郵送) します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア 支払い方法は指定口座からの自動振替とします。利用翌月の 20 日 (金融機関によっては 25 日) に自動振替いたします。その他の支払い方法をご希望の場合はご相談ください。 イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

※ 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) 及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容 (被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間) を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「通所リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますの

で、ご確認いただくようお願いします

- (4) サービス提供は「通所リハビリテーション計画」に基づいて行います。なお、「通所リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 通所リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	主任 橋爪 麻美
-------------	----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

8 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------	--

② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
---------------	---

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町の窓口】 福井市役所 福祉健康部保健衛生局 介護保険課	所在地 福井市大手3丁目10-1 市役所別館2階 電話番号 0776-20-5715 F A X 番号 0776-20-5766 受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）
---	---

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償責任保険	保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
	保 険 名	賠償責任保険：ウォームハート
	補償の概要	【施設】5000万 【生産物】5000万 【財物】100万
医師賠償責任保険	保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
	保 険 名	医師賠償責任保険：医師総合賠償補償制度
	補償の概要	【身体】5000万/1名 【身体】3億/1事故 【財物】500万
火災保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保 険 名	病院火災賠償責任保険
	補償の概要	1名につき2億円 1事故につき20億円
自動車保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
	保 険 名	T A P（一般自動車保険）
	補償の概要	【対人賠償】無制限 【対物賠償】無制限 【人身傷害】5,000万

11 心身の状況の把握

指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13 サービス提供等の記録

- ① 指定通所リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 提供した指定通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

14 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）：（ 総務 漆崎 誠 ）

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 6月・11月）

- ④③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

15 衛生管理等

(1) 指定通所リハビリテーションの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、院内感染防止対策委員会を毎月開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 福井リハビリテーション病院 通所リハビリテーション事業所	担 当 主任 橋爪 麻美 受付場所 1F 相談室 電話番号 0776-59-1126 F A X 番号 0776-59-1922 受付時間 8：30～17：30
【市町の窓口】 福井市役所 福祉健康部保健衛生局 介護保険課	所 在 地 福井市大手3丁目10-1 市役所別館2階 電話番号 0776-20-5715 F A X 番号 0776-20-5766 受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 福井県国民健康保険団体連合会	所 在 地 福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館4階 電話番号 0776-57-1614 受付時間 9:00～16:00（土日祝は休み）